

天願川河川改修事業の早期整備に関する意見書

天願川の氾濫被害を防止するため、県当局はこれまで長年にわたり河川改修事業を進め、河道拡幅や護岸整備を行ってきたが、整備の遅れている天願川上流部や天願橋付近については、依然として台風や集中豪雨によって河川が氾濫し、住宅等に甚大な被害を及ぼしている。

去る7月8日に襲来した台風8号通過後の豪雨の際にも、家屋の床上浸水24件、水没車両27台の被害が発生する等、その状況は実に惨たんたるものであった。

このように不安な状況の中、今後も発生が想定される洪水から天願川流域に住む住民を守り、安全で安心して住める生活基盤を構築していくことは、河川管理者である県が最も優先して取り組まなければならない責務である。

天願川水系では過去にも幾度となく浸水被害が発生しており、平成13年9月の台風16号の大雨では、上流部で29戸、川崎川で29戸の床上浸水被害があった。それに対して当時の具志川市議会より平成13年9月25日に「天願川・川崎川の早期整備に関する意見書」を沖縄県知事宛てに提出しているが、今回の被害箇所が平成13年に起きた被害箇所とほとんど同じであり、これまで行ってきた天願川河川改修事業では、度重なる集中豪雨等に対応できていない。特に今回被害の大きかった天願川上流部及び天願橋付近については、早期整備が必要である。

よって、うるま市議会は、市民の生命と財産を守る立場から市民が安心して暮らせるよう、河川管理の責任者である県当局において、天願川河川改修事業の早期整備を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月6日

うるま市議会

あて先

沖縄県知事 宛